

# みんなの力ちからで 実現げんしました

2024年8月8日に人事院勧告が出されました。勧告に含まれている職員への不利益変更措置は断じて許されないものの、初任給の大幅引上げ、通勤手当の改善、再任用職員に支給される諸手当の拡大など、わたしたちの長年にわたる要求を実現させる内容もこの勧告に盛り込まれました。また、同年6月には「3年公募要件」が撤廃され、政府がすすめる定員削減の割合も半減とすることが決まりました。

いずれも、わたしたちが職場や地域から現場の実態を発信し、現場の声を粘り強く当局に届けるなど、全国各地で奮闘してきたすべての仲間の力で勝ち取った貴重な成果です。

これらの成果を職場の仲間と共有してつながりを広げ、さらなる要求実現をめざし、みんなで声を上げていきましょう。



## 3年公募要件撤廃

非常勤

人事院は2024年6月、「有為な人材を安定的に確保すること」などを理由として、期間業務職員の公募によらない再採用(1年ごとの任期更新)を連続2回までとする「3年公募要件」を撤廃しました。「パワハラ公募」とも呼ばれた、この不合理なルールは2010年から開始され、地方自治体の会計年度任用職員のモデルにもなり、全国の非正規公務員に精神的な苦痛を蔓延させてきました。当事者である非常勤職員をはじめ、職場・地域で奮闘したすべての仲間による貴重な成果です。



## 半減 定員削減 10% から 5%

政府は2024年6月、国の行政機関の定員管理に関する閣議決定を10年ぶりに変更しました。5年で10%としてきた定員合理化(削減)の割合を5年で5%に半減するなど、これまでの厳格な定員管理が不十分ながらも正され、各府省が柔軟に増員要求することも期待できます。各労働組合が増員の国会請願を採択させるなど、とりくみの成果が確実に反映されています。職場の労働条件の改善と国民本位の行財政・司法をめざして、国家公務員の増員を実現させましょう。

## 仲間をふやして つながろう 要求を実現しよう

労働組合は、仲間との団結・連帯の力で運動をすすめ、これまでたくさんの要求を実現してきました。非常勤職員の3年公募要件撤廃や通勤手当の拡充など、わたしたちの切実な要求の実現は、労働組合の粘り強いとりくみの積み重ねによって勝ちとった成果です。労働組合に加入する仲間がふえれば、要求実現にむけた大きなパワーになります。働きやすい職場と安心して暮らせる社会の実現に向けて、仲間とつながり、声を上げましょう。

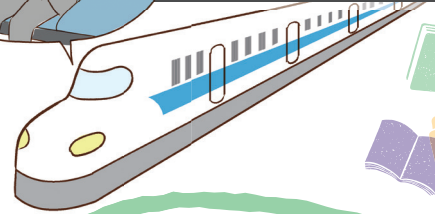


高速道路 新幹線 特急

# 通勤手当の改善

職務命令に基づく国家公務員の通勤は、すべての経費が実費弁償されるべきですが、通勤手当には実態に見合わない支給限度額が定められていました。職員の家庭生活などを優先する傾向などにより、広域的な人事異動の場合でも、新幹線の特急料金や高速道路の通行料金などを自己負担する長距離通勤が増加しています。通勤手当の改善要求が急速に強まり、職場のとりくみが活性化した結果、2024年人事院勧告では、右表のような措置が反映され、2025年4月からの適用が見込まれます。

	これまで	これから
支給限度額	① 普通交通機関などの運賃は1か月当たり55,000円	① 1か月当たり150,000円(非課税限度額)
新幹線等の特別料金	② 半額支給で1か月当たり20,000円の支給上限額	② ①の支給限度額の範囲で全額支給
	③ 「官署を異にする異動又は在勤する官署の移転」が支給要件	③ 新規採用の当初から支給 ④ 育児・介護等のやむを得ない事情で転居した職員にも支給 ⑤ 通勤時間が片道当たり30分以上短縮される支給要件を廃止



12%以上

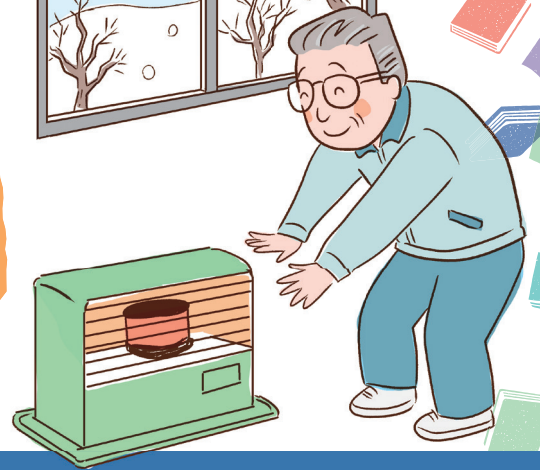
# 初任給の大幅引上げ

2024年4月に新規採用された国家公務員の高卒初任給は、月給166,600円(時給992円)でした。全国の8都府県で地域別最低賃金を下回る給与水準です。そうした理不尽を早急に解消することを要求してきた結果、2024年人事院勧告では、高卒初任給が月給188,000円(時給1,120円)へ12%以上アップされました。地域手当が2025年4月に改定されることと併せて、いずれの都道府県でも地域別最低賃金を下回る高卒初任給が解消される見込みです。将来的にも上昇を期待できる給与体系の実現をめざしましょう。

住居 寒冷地 異動保障

# 再任用職員の手当拡大

再任用職員は、常勤職員と同種・同等の職務・職責を担いながら、20年以上にわたって給与水準が抑制されてきました。当初は想定されていなかった広域的な人事異動も余儀なくされるなど、まさに労働力が搾取されています。これまで支給されていない生活関連手当を中心とした諸手当の要求が強まり、2024年人事院勧告では、住居手当、特地域勤務手当、寒冷地手当、地域手当の異動保障などの支給が反映され、諸手当の範囲が大幅に拡大することが見込まれます。



# 24万人勧告に 盛り込まれました



**国公労連**  
日本国家公務員労働組合連合会

〒105-0003 東京都港区西新橋1-17-14 西新橋エクセルアネックス3F  
TEL 03-3502-6363 / FAX 03-3502-6362

国公労連で検索  
2024.11